

京都市情報公開審査会答申第88号の概要

答申年月日	平成21年1月23日
請求内容	団体交渉委員選任届
所管課	交通局企画総務部職員課
所管課の決定	非公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>(1) 氏名については、明らかに特定の個人が識別される情報である。そして、労働組合は地方公共団体と別個の団体であって、その団体への加入ないしその組織・運営への関与は当該職員の公務と離れた私的な行為であり、かつ、当該職員個人の自由意思に委ねられている事柄であり、結社への参加や思想信条に関するものであり、プライバシー情報であることも明らかである。</p> <p>(2) 職務専念義務の免除は、その義務を免除するにふさわしいとの任命権者の判断に基づいて行われるものであり、その意味で公務に関連するということができるとしても、それによって労働組合活動自体が公的側面を有することにならない。</p> <p>2 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 労組法第6条及び地公労法第7条に基づく団体交渉を円滑に行うことを目的として、労働組合から提出されるものであって、公開を予定しているとはいえず、専ら労働組合内部の人事・組織にかかわる情報を含む本件公文書を公開されないという労働組合の正当な利益を害することは明らかである。</p> <p>(2) 役員選挙に当たっては、労働組合が設置する選挙管理委員会から、選挙前にあっては役員候補者の氏名、所属その他必要事項が、選挙終了後にあってはその結果が公示されることとなっているが、これは当該労働組合の構成員に対して行われることとなっているのであり、また、労働組合の性質から考えれば、構成員以外の者に対して公開することは考えられない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 行政等の情報を知る権利は、憲法上の当然の権利として保障され、条例はこれの具体的制度化である。公開を拒むことは、この趣旨に反し、原則的に許されない。</p> <p>2 京都市に労働組合が存在することは、当該団体と当局との間に適度な緊張関係が生まれ、開かれた公正な市政を推進するうえで不可欠であるがゆえに、労働組合が当局に便宜を図ってもらい、その結果癒着するようなことがあってはならない。</p> <p>3 今回の情報公開請求の目的は、労働組合の役員のうち、休職専従役員を除いた役員の勤務状況を調査することであり、当局の便宜供与の一つに、休職専従役員でなく、給与を支給されながら、専ら労働組合の活動に重点をおいている役員の問題がある。当局は闇専の問題はないと明言するが、当該役員の氏名と所属が分かれば、出勤調査ができ、問題があれば、当局に改善を求める必要が生じてくる。</p> <p>4 平成18年度の職員録では労働組合の役員の氏名及び所属が判明できるように記載しているが、平成19年度の職員録から同記載が削除されている。これは、人事委員会がプライバシー情報だと指摘し、同記載を削除させたのではないか。</p> <p>5 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>(1) 職員個人の労働組合への加入等の公開を請求しているわけではない。あくまでも、労働組合の役職員の「氏名」及び「所属」のみである。</p> <p>(2) 専従休職者でない本部役員は公的な職務にあたる者であり、労働組合活動において、①適法な交渉に参加する場合、②職員団体、労働組合の会議のうち、当局</p>

	<p>と適法な交渉を行うために特に必要と認められるものに出席する場合に限り、職務専念義務を免除されており、当該免除行為は公務であり、同号に該当しない。</p> <p>6 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 公文書公開請求の内容は、「氏名」及び「所属」のみであり、労働組合の正当な利益を害することにはならない。</p> <p>(2) 本部役員を選ぶときには公開による選挙を行っており、実際的にも公開されているため同号に該当しない。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 本件公文書について</p> <p>交通局は地方公営企業であり、交通局職員は労組法に基づく労働組合を結成することができる。また、交通局職員が結成する労働組合は、労組法第6条及び地公労法第7条に基づき、団体交渉を経て、労働協約を締結できる権限を有しており、交通局は、この団体交渉を円滑に行うため、団体交渉の委員については、事前に届出を受けることとしている。本件公文書は、交通局に事前に提出された団体交渉委員選任届であり、労働組合の役員に就いている職員の「役職名」、「所属」、「職種名」及び「氏名」が記されていることが認められる。</p> <p>2 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>(1) 一般に、職員の労働組合への加入ないしその組織・運営への関与に係る情報は、公開することにより、職員の結社への参加や思想信条に係る自由な意思形成に対して、委縮効果を及ぼすなどプライバシーを侵害しないとはいえない。</p> <p>(2) しかしながら、労働組合への関与度が強く、かつ組合活動の代表窓口である「役員」とそれ以外の「一般の組合員」の情報とを同一の基準で共にプライバシー性が高いと判断することは妥当ではない。役員の情報については、情報公開コーナーに配架されている職員録に記載されていた事実や、役員選挙前には役員候補者名を記載したビラを配布し、ポスターに掲示され、役員選挙後は役員名が公示されるなど職場内での周知という限定された範囲のものであるとはいえず、秘匿性の高い情報として取り扱われていない慣行などを鑑みれば、通常他人に知られたくない情報とは認められない。</p> <p>(3) また、市民の側からみれば、公務員の組合活動は公務員の服務や勤務条件に関わることであり、市民の正当な関心事であると考えられることから、少なくとも組合活動の代表窓口である役員情報を公開する要請は高いものと認められる。</p> <p>3 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 一般に、労働組合の交渉権や団結権は正当な権利として保障されるべきものであり、これらの権利に係る被侵害可能性については慎重に検討すべきものといえる。</p> <p>(2) しかしながら、本件で異議申立人が公開を求めているのは、専従役員以外の役員についての氏名及び所属の各記載事項であり、労働組合内部の情報全てを求めているものではもとよりない。また、当該情報は前記(2)ウ及びエを考慮して、公開したとしても、当該団体の正当な利益を明らかに侵害するとは到底いえない。</p>